

公安委員会 説明資料NO. 1	平成24年警察白書（案）について	平成24年6月21日 総務課
--------------------	------------------	-------------------

1 特集

警察白書では、毎年、時流に即した特集を組んでいる。平成24年警察白書においては、「大規模災害と警察～震災の教訓を踏まえた危機管理体制の再構築～」を特集として取り上げ、東日本大震災における警察活動との検証（第1節）と、危機管理体制の再構築のための諸対策（第2節）について説明している。

特集 大規模災害と警察～震災の教訓を踏まえた危機管理体制の再構築～

第1節 東日本大震災における警察活動の検証

第2節 災害に伴う危機管理体制の再構築

2 トピックス

特集以外に個別に強調して伝えるテーマとしてトピックスを設けた。

- I 捜査手法、取調べの高度化への取組
- II 犯罪インフラ対策の推進
- III 良好的な自転車交通秩序の実現に向けて
- IV サイバー攻撃への対処
- V 女性警察官の採用・登用の拡大について

3 昨年までの白書との変更点

- 編集名義を「国家公安委員会・警察庁」と変更
- 第5章にあった「警察の組織と公安委員会制度」についての記載を第1章として独立
- 第1章の独立に伴う所要の構成の変更

4 その他

- 特集、年次報告部分共に、見開き紙面を単位に一つのテーマを取り上げる構成とし、図表や写真を多く用いて、見やすく分かりやすいものとなるよう努めた。
- 「警察活動の最前線」として、現場での労苦や仕事のやりがい等についての率直な思いをつづった、第一線で活躍する警察職員の手記を特集及び各章末に掲載した。

5 今後の予定

7月24日 (火) 閣議配布

7月25日 (水) 以降 市販開始 (予定)

1 サイバー犯罪に関する条約締結の経緯

サイバー犯罪に関する条約（以下「条約」という。）は、サイバー犯罪から社会を保護し、サイバー犯罪の深化・蔓延に効果的かつ迅速に対処するため国際協力をを行い、共通の刑事政策を採択することを目的として策定されたものである。平成16年に国会においてその締結につき承認を得たところ、この度、条約を実施するための担保法令が整ったことから締結のための閣議決定がなされるもの。

2 各種窓口の指定

(1) 中央当局

捜査共助に関する中央当局として、要請の送付については法務大臣及び国家公安委員会並びにこれらがそれぞれ指定する者が、回答（要請の受理）については法務大臣及びこれが指定する者が、それぞれ通報される予定。

「国家公安委員会が指定する者」として、国際捜査管理官を指定（別紙参照）。

(2) 連絡部局

コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関する捜査若しくは刑事訴訟のため又は犯罪に関する電子的形態の証拠の収集のために速やかに援助することを確保するため、週7日、1日24時間利用可能な連絡部局として、国際捜査管理官が通報される予定。

3 今後の予定

閣 議：平成24年6月26日（火）

条約発効：受諾書が寄託された日の後3箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日

（※ 別紙省略）

公 安 委 員 会	「道路交通法施行令の一部を改正 する政令案」について	平成24年6月21日 課 課 運 転 免 企 交 通 画 許
説明資料No. 3		

(略)

公安委員会	行政事業レビューにおける 公開プロセスの結果について	平成24年6月21日 会計課
説明資料No. 4		

6月15日（金）に行った行政事業レビュー公開プロセスの評価結果については、次のとおり。

1 ムーブメント信号制御方式による信号制御高度化モデル事業

- 評価結果：廃止
(有識者の結果：廃止3名、抜本的改善1名、一部改善2名)

○ 主な有識者のコメント

- ・ 既存の信号制御に比べ、非常にコストがかかる割に大きな効果は期待できない。
- ・ 既存の信号制御プログラムの改良で対応すべき。

2 インターネット・ホットライン業務

- 評価結果：抜本的改善
(有識者の結果：抜本的改善3名、一部改善2名、現状通り1名)

○ 主な有識者のコメント

- ・ 民間による費用負担について、業界団体や他省庁と協議すべき。
- ・ 削除依頼業務については、いたちごっことならないよう、削除に応じない特定サイトの問題に取り組む必要がある。

3 DNA型鑑定の実施

- 評価結果：一部改善
(有識者の結果：一部改善4名、現状通り2名)

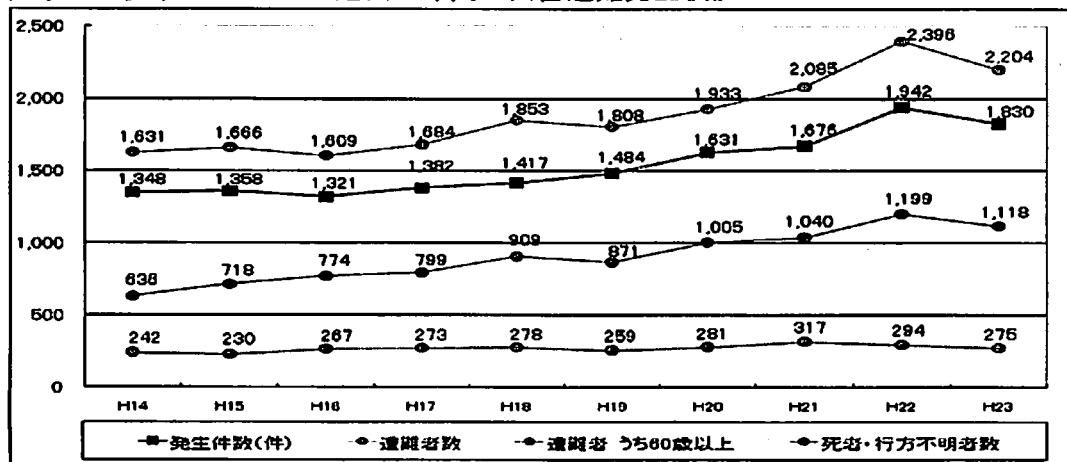
○ 主な有識者のコメント

- ・ 現在の都道府県ごとの検査試薬の調達について、全国の一定地域ごとにまとめて契約するよう見直すなど、コスト削減方策を検討すべき。
- ・ 納税者の立場からすると、約1万円を要する鑑定が無制限に増加していくことのないよう、特に被疑者DNA型鑑定について、明確なガイドラインを設けてもらいたい。

1 山岳遭難

(1) 発生状況

過去10年間の山岳遭難発生状況



4 頁

- 10年前の平成14年と比較すると、発生件数で約36%、遭難者数で約35%、死者・行方不明者数で約14%それぞれ増加している。

(2) 平成23年中の特徴

- 遭難の態様としては、道迷い、滑落、転倒の順で、これらを合わせると約73%を占める。
- 遭難者の半数以上が60歳以上である。
- 遭難者に占める死者・行方不明者の割合は、単独登山者の場合が約20%であるのに対し、複数登山者の場合は約8%にとどまる。

8 頁

5 頁

12頁

(3) 遭難防止対策

- 無理のない登山計画の作成及び登山計画書の確実な提出
- 危険箇所の把握、的確な状況判断
- 装備品の準備・活用

(4) 警察における取組

山岳遭難発生状況の分析や登山危険箇所等の実態把握を行い、関係機関と連携して安全登山・遭難防止に向けた広報啓発、パトロール、捜索救助活動及び遭難防止施設の整備拡充に取り組んでいる。

また、登山届の提出率を上げるため、一部の警察においては携帯電話による受付システムの導入等、手続きの簡便化を図っている。

※ 平成24年GW中の事故発生状況

本年GW中の5月4日から5日にかけ、長野県白馬岳、じょうとう 爺ヶ岳及び岐阜県涸沢岳の北アルプスにおいて遭難事故が相次ぎ計8人が死亡した。遭難者はいずれも60歳から70歳代の比較的経験豊富な登山者であった。

《北アルプス涸沢岳の事故現場》

《ヘリによる救助（イメージ）》

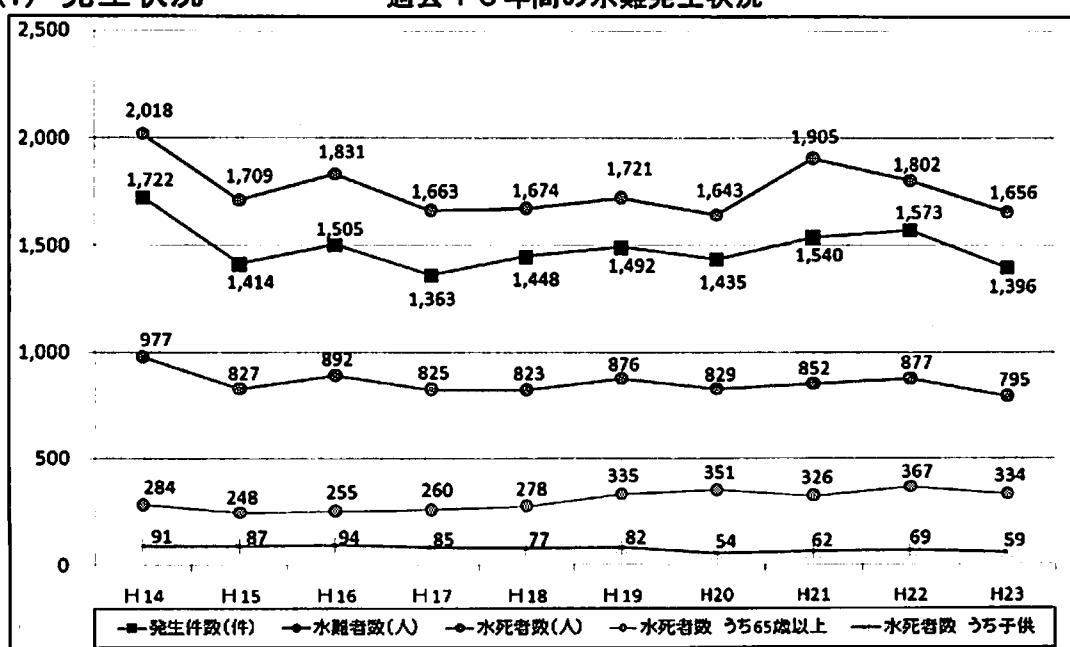


2 水難

(1) 発生状況

過去10年間の水難発生状況

3頁



(2) 平成23年中の特徴

- 発生件数、水難者数及び死者・行方不明者数の全てが前年より減少したが、全体の傾向として特異な変化は認められなかった。
- 年齢層別水死者では、65歳以上が全体の約42%を占め、子供(中学生以下)は全体の約7%であった。

11頁

(3) 警察における取組

遊泳危険箇所等の実態把握を行い、関係機関と連携して遊泳に関する遵守事項についての広報啓発、パトロール、救助活動及び危険防止設備の整備に取り組んでいる。

(※ 別紙省略)

公安委員会	オウム真理教関係特別手配	平成24年6月21日
説明資料No. 6	被疑者の逮捕等について（警視庁）	捜査第一課 公安企画課

1 被疑者

住居 不定

職業 無職

高橋 克也 54歳

2 被疑者の逮捕

逮捕日時 平成24年6月15日（金）午前11時7分

逮捕罪名 殺人及び殺人未遂

3 事案の概要

被疑者は、教団代表ほか多数の者と共に謀して、平成7年3月20日、都内地下鉄3路線を走行中の電車内において、サリンを発散させ、12名をサリン中毒による神経障害等により死亡させて殺害するとともに、5,553名を同種症状等による傷害を負わせたが、その目的を遂げなかつたもの。

4 捜査の経過

- (1) 本事件について、平成7年5月17日、被疑者を全国に指名手配し、さらに同月22日、警察庁指定特別手配とした。
- (2) 平成11年10月以降、私的団体による懸賞金（200万円）、さらに平成22年11月以降、捜査特別報奨金（300万円。24年2月以降800万円）の対象事件となった。
- (3) 平成24年6月3日に共犯者菊地直子を逮捕し、同女の供述等から高橋克也の神奈川県川崎市内における居住先等が判明したが、同人は既に逃走しており、全国警察を挙げて追跡捜査を行っていた。
- (4) 6月15日朝、情報提供に基づいて捜査員が東京都大田区内で被疑者の身柄を確保し、同人を警視庁蒲田警察署に同行後、高橋であることを確認できたことから通常逮捕したもの。

公 安 委 員 会	A I J 投資顧問(株)役員らによる年金資金運用	平成24年6月21日
説明資料No. 7	名下の詐欺事件の検挙について（警視庁）	捜査第二課

1 逮捕被疑者（4名）

- (1) (60歳) A I J 投資顧問(株)
- (2) (53歳) A I J 投資顧問(株)
- (3) (56歳)
- (4) (50歳)

2 逮捕年月日

平成24年6月19日

3 罪名及び罰条

詐欺（刑法第246条第1項）

4 逮捕事実の要旨

被疑者4名は、共謀の上、平成23年6月ころ及び同年7月ころ、A I J 投資顧問が実質的に運用するファンドの純資産額が過小となっていたにもかかわらず、2つの年金基金の担当者らに対して虚偽の運用実績等を記載した資料を提示するなどして、運用実績が好調であると誤信させて同ファンドを買い付けることを決定させ、平成23年7月下旬ころ及び同年8月下旬ころ、その買付代金として合計約70億円を名義の口座に入金させて、だまし取ったもの。

5 その他

平成24年3月23日 証券取引等監視委員会がA I J 投資顧問(株)等を強制調査

同年 4月13日 被疑者 等の証人喚問（衆議院財務金融委員会）

同年 4月24日 被疑者 の証人喚問（参議院財政金融委員会）